小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第５７号

宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台６丁目２番地の65

再生債務者　遠藤　裕之

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成15年12月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月８日

仙台地方裁判所第４民事部

平成１９年（再イ）第１６号

仙台市泉区将監５丁目１番20―53号（認可決定時の住所）宮城県塩竈市藤倉３丁目18番35号

再生債務者　田所　和正

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年９月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月８日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第５号

静岡県下田市須崎447（認可決定時の住所）静岡県下田市加増野588番地の１

再生債務者　田中　良昭

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年１月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月８日　静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（再イ）第１３号

長野県松本市寿台９丁目11番13号

再生債務者　小松　　誠

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成24年11月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月８日　長野地方裁判所松本支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第２５３号

埼玉県川口市大字安行領根岸351－３

再生債務者　富田　慎一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年10月６日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第５号

埼玉県川越市南大塚６丁目31番地22

再生債務者　瀬川　和成

1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年10月27日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月10日から平成27年11月20日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再ロ）第６号

埼玉県川越市大字並木107番地１（ハイツ南303号室）

再生債務者　弓田　広夫

1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年10月28日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月11日から平成27年11月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再ロ）第４号

愛知県一宮市神山２丁目11番26―802号　藤和シティコープ神山Ⅱ

再生債務者　尾身　隆幸

1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年10月29日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月５日から平成27年11月12日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（再ロ）第１１号

仙台市青葉区中山台西11番地の６

再生債務者　菊地　　博

1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月４日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月18日から平成27年12月２日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１１号

大阪市鶴見区諸口３丁目５番16―502号

再生債務者　藤岡　一夫

1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月４日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月９日から平成27年11月24日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第３号

北海道旭川市南４条通21丁目３番地　フロンティア大雪205号

再生債務者　前田　育邦

1　決定年月日時　平成27年10月８日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月５日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月19日から平成27年11月26日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第６号

和歌山市新庄493番地

再生債務者　南　　智明

1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月５日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月12日から平成27年11月26日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再ロ）第７号

和歌山市新庄493番地

再生債務者　南　　録

1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月５日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月12日から平成27年11月26日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再ロ）第３号

鹿児島県霧島市牧園町三体堂1579番地８

再生債務者　田平　玲子

1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月５日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月19日から平成27年11月26日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２号

徳島県徳島市八万町内浜53番地の10　（旧住所）徳島県徳島市八万町中津浦121番地の１

再生債務者　市橋　義人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月２日まで

平成27年10月５日　　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

岡山県倉敷市児島塩生1618番地１

再生債務者　小田切寛之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月８日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第２５号

大阪府守口市八雲北町３丁目10番19―1402号

再生債務者　森田　明彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月７日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第４号

神戸市東灘区北青木２丁目10番６―503号

再生債務者　岡部　紳弥

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月７日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係